

「改正景品表示法」研修会

～事業者が講ずべき措置と課徴金制度～

参加費無料!

平成26年度に、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」が改正され、事業者に新たな責務が義務づけられ、悪質な違法行為に対する課徴金制度の導入も決定しました。

企業の表示等管理担当者の方を対象に、景品表示法の趣旨や改正内容等について、研修会を開催します。



講師 消費者庁 表示対策課職員

定員 各会場とも100名

表示に気をつける
ことって何だろう？



日程 ※裏面に案内図があります。

11/11 (水) 横浜会場 かながわ県民センター 2階ホール
横浜駅 徒歩5分

11/25 (水) 厚木会場 厚木商工会議所 501号室
本厚木駅 徒歩10分

各会場とも午後1時30分から午後3時10分まで

お申込み

横浜会場は10/23(金)・厚木会場は11/10(火)までにFAXまたは郵送で下記のとおり先へお送りください。また、インターネットからもお申込みできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/evt/p952209.html>

(あて先・問合せ先) 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番2号

かながわ県民センター6階 神奈川県県民局暮らし県民部消費生活課

電話:045-312-1121 内線2630~2633 FAX:045-312-3506

※裏面の申込書をご利用ください。

主催:神奈川県

後援:神奈川県商工会議所連合会、横浜商工会議所(横浜会場)、厚木商工会議所(厚木会場)

「改正景品表示法」研修会参加申込書

FAX:
045-312-3506

1 参加ご希望の会場(どちらかに○をしてください。)

横浜会場 ・ 厚木会場

2 氏名

3 社名・団体名

4 電話番号

_____ - _____ - _____

5 メールアドレス(記入は任意です。)

_____ @ _____

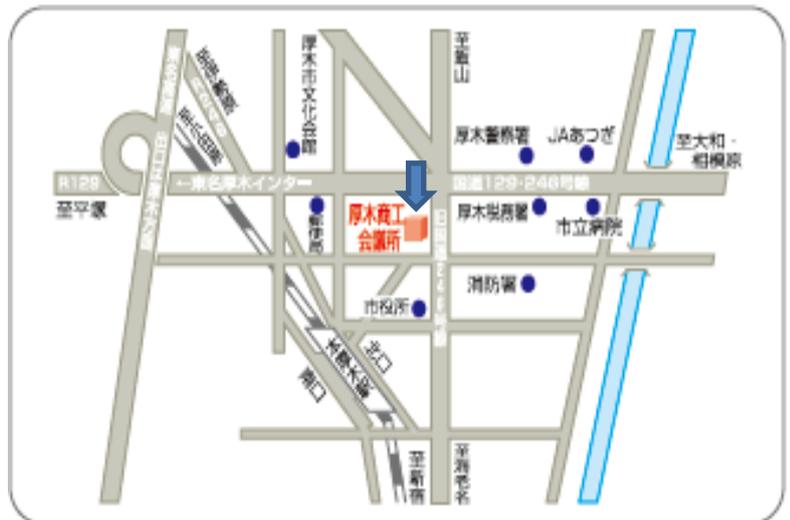
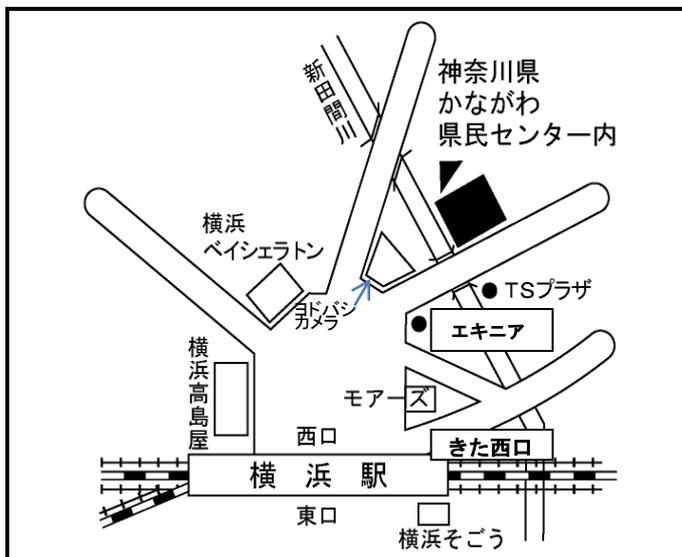
質問事項があればご記入ください。

案内図

①横浜会場 (午後1時30分から午後3時10分) ②厚木会場(午後1時30分から午後3時10分)

横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番2号
かながわ県民センター 2階ホール
「横浜駅」きた西口または西口より徒歩5分

厚木市栄町1丁目16番15号
厚木商工会議所 5階 501号室 (大会議室)
小田急線「本厚木駅」北口より徒歩10分



※ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いします。